



🌞 定期的な活動

👤 ラジオ体操

史跡公園で、6 時 30 分から朝のラジオ体操を行っています。冷え込みも弱くなり、ぼちぼち参加者が増え始めています。

🍴 子ども食堂

びほく子ども食堂の副代表になりました。子どもたちと楽しく歌を唄っています。

🎵 デイサービスセンターの慰問

1 年間、5 ヲ所のデイサービスセンターを何回か訪問し、さわやか音楽会を行っています。2 月は、かみのクリニックさん、そよ風さんに伺い、冗談を交え、楽しい時間を過ごしました。

🌞 五条川クリーンアップ作戦



長年、水辺を守る会が主催してきたこの取組には、もちろん職員時代から参加してきました。

議員になってからは、市民団体の O Y G (オヤジ) クラブの一員として、集めたゴミをトラックに詰め込む役を担当しました。詰め込むトラックが到着する間、地域の皆さんと一緒にゴミ拾いもしました。年々、ゴミが減っていると言いながらも、やはり、空き缶、プラスチックごみが目立ちました。海に面していない岩倉ですが、五条川は海に繋がっています。マ

イクロプラスチックの海洋汚染が、生態系を脅かす問題は、決して無関係ではないことを改めて意識しました。

◆ 3 月議会の報告 ◆

施設の休館日を増やすことは、市民の利用を制限することにはならない！？

公の施設の管理及び運営を指定管理者に委ねる場合は、本来、休館日・利用時間は、議会の議決が必要な「条例」で定めなければなりません。その意味は、事業者がそれらを勝手に変更できないようにするということです。

しかし、岩倉市は、議会の議決が要らない「規則」という形式で定めていました。

平成 30 年 12 月議会の私の質疑の結果、市は「条例」化することを約束し、3 月議会で、多くの公の施設の管理及び運営に関する条例の一部改正が議案として上がってきたのです。

しかし、青少年宿泊施設(希望の家)の条例の一部改正の中には、休館日の変更(水曜日のみ→水・木曜日)が含まれていました。

この変更が、大問題なんです！！

なぜかという、市の変更の経緯の説明では、指定管理者を公募したが、応募がなく、その後、A 事業者(後に指定された事業者)と相談し、条件を変更(利用者の少ない木曜日にも休みにすること。予約がない夜間は常駐しなくてよいこと。)し、再募集していたからです。

市は、議会に対し、変更の内容について全員協議会や委員会で説明した、と釈明し、また、木曜日に利用している市民等には事情を説明し、了解を得ていると説明しましたが、次のとおり反論しました。

『現在利用している市民等だけの了承を得ればよいというものではない。将来、利用するかも知れない市民等がいけないわけではない。』
『市民参加条例には、「権利を制限することを

内容とする条例の制定又は改廃」を行うときは、市民参加の手続を行わなければならないと規定している。』

『7分の6の利用日を7分の5に縮小することは、決して小さな変更ではない。市民参加手続の対象にしないことができる「軽易なもの」には当たらない。』

よって、市民参加条例違反である。

市当局は、「軽易なもの」とは考えていないが、市民参加条例の対象とは考えずに決めたと辻褃が合わない答弁をしました。

この先の本会議までに、他の議員にも、市に市民参加条例を守らせることの重要性を理解していただくよう説明しなければならないと思っています。

副市長の答弁に疑義あり！ (一般質問)

副市長を選任する際には、住所が明らかにされます。その当時は、扶桑町でした（副市長は市内に住所がなくても構いません。）。

平29年9月議会に、大野議員が副市長の居住について質問しています。

「3月の副市長人事前に、市長のほうから私たち志政クラブに対して、副市長に就任したら岩倉市に住んでいただく方向で話をしているとの趣旨の説明がありましたから、副市長は当然「いわくらしやすい」を実践して岩倉市に住んでいらっしゃると思いますが、現状はどのようになっているのでしょうか」

副市長は、「岩倉市に居住している」と答えています。

ところが、このことに疑問を持った市民が調査を続けたところ、住民票だけを異動して、実際は、居住しているとはいえない実態が明らかになったのです。

このことが、どうして、大きな問題なのか！
わかりやすい例でいうと、中学生の越境入学の問題です。

偏差値の高い、高校入試に有利だとされる中学校に通いたいがために、住所を親戚の家などに移すということを知ったことはありませんでしょうか。実際にあるのです。

このことについては、ホームページで、「虚偽

の住民登録は、住民基本台帳法違反になりますので行わないでください。」と厳しく注意している自治体もあります。

市民に対しては、このように指導する一方で、市の職員、それも副市長が、このようなことをしていたとしたら・・・

本会議の中で、副市長は、「地方自治法132条の規定で、議員は、他人の私生活にわたる言論をしてはならない、と規定されている。答える必要はない。」とあくまでも住所を明らかにしませんでした。

3月19日の全員協議会で、引き続き、議会として疑義の解明をめざします。

細かなことですが・大事なのです

議案として提出された条例案の中に、「生涯に渡って」という語句がありました。

市役所で例規審査委員会（条例・規則を審査する内部機関）に20年ほど関わってきた私は、「渡って」という漢字に疑問を持ち、法令検索をしたところ、9本の法令がヒットしたが、すべて「生涯にわたって」となっていたことを申し添え、「この場合の漢字は、「亙って」が正しく、常用漢字ではないため、法規上は「わたって」と平仮名で表記するべきだ。」と指摘しました。

市当局は、「間違いではないためこのままでもお願いしたい」という答弁でしたが、私が修正案を提出し、委員会では、賛成多数で修正すべきだと決しました。

創政会の議員は、「ひらがなにしてい意味が変わるのか」と質疑し、「変わらない」と答弁があると、「変わらなければ、漢字のままで良い」と理解不能の意見により、修正に反対しました。

お知らせ

☆桜まつり お祭り広場にて弾き語りライブ

3月30日（土）

午後1時30分

～ 午後2時



iwaohori.net facebook もご覧ください。